

伊丹市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市事務分掌条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和8年2月25日提出

伊丹市長 中 田 慎 也

理 由

組織の効率化のため。

伊丹市事務分掌条例の一部を改正する条例（令和 8 年伊  
丹市条例第 号）

伊丹市事務分掌条例（昭和 3 7 年条例第 3 号）の一部を次のよう  
に改正する。

第 2 条総合政策部の項第 6 号を削り，同条市民自治部の項中第 6  
号を第 7 号とし，第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) グリーン戦略の推進に関する事項

付 則

この条例は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。